

会員等の位置づけ及び会費に関する細則

(入会金及び会費)

第1条 当法人、定款第7条に定めるこの法人の入会金及び会費は次のとおりとする。

一 入会金	正会員		10,000円
二 会費	正会員	年額	10,000円
	賛助会員		
	法人・団体	特別会員 1口	10,000円
	個人	1口	3,000円

- ① 正会員は、当法人の財務内容を勘案して、任意に臨時会費を納めることができる。
- ② 賛助会員の会費は、当法人への寄付金とする。
- 2 新規入会金は、理事会よりの入会承認通知後7日以内に納めるものとする。
- 3 年会費は、毎年4月1日より総会開催日までに納めるものとする。
- 4 公益社団法人浪曲親友協会に移行認定時に会員でかつ、入会金・年額会費を納めている会員は、それを引継ぐものとする。
- 5 既納の入会金及び会費はいかなる事由があっても返還しない。

制定 平成23年 7月26日

改正 平成24年12月23日 第1条1項、3項

改正 平成27年 6月18日 第1条1項一、二、①②、3項